相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県厚木市愛名一二四五番地二、最後の住所神奈川県厚木市愛名一二四五番地二

被相続人　亡　佐藤　恒洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十三日

神奈川県小田原市本町一丁目七番二〇号三の丸ビル

相続財産管理人　弁護士　宇佐美満規子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市港区宝神二丁目二〇五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　服部　信夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十三日

事務所名古屋市熱田区外土居町一番二一号熱田ＡＴビル一階

相続財産管理人　司法書士　浜辺　忠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市東新町八番、最後の住所三重県四日市市山田町五五〇〇番地一　小山田特別養護老人ホーム

被相続人　亡　森本とよ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十三日

三重県四日市市浜田町六番一一号サムティ四日市ビル七階　みなと総合法律事務所

相続財産管理人　村林　敏也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県松阪市猟師町九〇番地二五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　角野　雅生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十三日

三重県津市西丸之内二一番一九号丸の内ジャスティス六階　西丸之内法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊藤　仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市兵庫区今出在家町一丁目三四番地、最後の住所京都市右京区西院坤町一一七番地長寿荘　被相続人　亡　織田　有子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十三日

京都市中京区烏丸通三条下ル大同生命京都ビル八階烏丸法律事務所

相続財産管理人　弁護士　高橋みどり

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市中京区壬生松原町六四、六五番合地、最後の住所京都市伏見区深草大亀谷東古御香町五九番六〇番合地特別養護老人ホーム京都老人ホーム　被相続人　亡　臼田　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十三日

京都市中京区麩屋町通丸太町下る舟屋町四〇七番地　長栄ビル五階　植松・鈴木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　掛谷　弥生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市堺区新在家町東二丁二三番地、最後の住所大阪府堺市西区浜寺石津町東五丁一〇番二四号　被相続人　亡　辻　巖

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十三日

大阪府大阪市北区西天満四丁目六番三号ヴェール中之島北七〇三号

相続財産管理人　弁護士　西信子こと　荒木　信子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市古川町八番地、最後の住所大阪府大阪市大正区鶴町二丁目二〇番三四―一四〇三号　被相続人　亡　惣郷　卓三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十三日

大阪府大阪市北区西天満五丁目一四番七号和光ビル六階

相続財産管理人　弁護士　藤井　薫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市東山区泉涌寺五葉ノ辻町五番地、最後の住所大阪府大阪市住吉区遠里小野三丁目一〇番一一―二〇三号　被相続人　亡　平井ハルヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十三日

大阪市北区西天満一―二―五大阪ＪＡビル一二階

相続財産管理人　弁護士　本間　拓洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府岸和田市稲葉町一八番地、最後の住所兵庫県尼崎市神田北通六丁目一七二番地ハミングバード三〇四　被相続人　亡　藤井　長久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十三日

大阪府大阪市北区西天満四丁目九番一二号リーガル西天満ビル七〇三

相続財産管理人　弁護士　藤井　伸介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区谷町六丁目九番地、最後の住所大阪府松原市東新町五丁目一三番一号　被相続人　亡　奥田　良一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十三日

堺市堺区中瓦町一丁四番二二号大阪信金ビル三階　相続財産管理人　内藤　早苗

第40期決算公告

平成28年12月13日　東京都中野区本町一丁目32番2号

ワールド・ファミリー株式会社

代表取締役社長　ロバート・エイ・パーカー・ジュニア

貸借対照表の要旨（平成28年8月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	19,824	流動負債	19,173
固定資産	531	賞与引当金	59
		固定負債	797
		退職給付引当金	728
		負債合計	**19,970**
		株主資本	386
		資本金	480
		利益剰余金	△93
		その他利益剰余金	△93
		（うち当期純利益）	（304）
		純資産合計	**386**
合計	**20,356**	**合計**	**20,356**